<レポート・2> 現代ヨーロッパの広場に求められること-30 の提言

パドバ大学教授 Franco Mancuso 他による、「憲章ヨーロッパの広場」 - 建設と再生のための 30 の提言 - を紹介します。

「広場」に関する提言ですが、ヨーロッパの広場と都市の関係を見るに、これを日本の「中心市街地」あるいはその中の「歩行者空間」と読み替えて参照することも出来ます。

30 の提言は、我が国の中心市街地において道路などの公共空間、あるいは公開空地のような公共的空間を**どのように使うべきか**、そのことによって都市がどのように魅力的になり得るかを考える、有効な手掛かりになるはずです。

30 の提言は以下の 3 点を前提にしてまとめられていると私は考えます。いずれも我々(日本)との間に大きな隔たりを感じます。皆様の考えをお聞かせください。

●広場(中心市街地)はヨーロッパ文化のアイデンティティとして欠かせない存在。 我々にそんな意識は薄い? 中心市街地=商店街にすぎない?

●広場 (公共空間、公共的空間) は多様な使い方に応えるべきである。様々な用途、催し、集会、デモに使うことが前提である。

道路は原則、通行の用にしか使えない。 公開空地で営業してはならない。 オープンスペースは[使う]より[眺める]に関心がある?

●広場(中心市街地)は屋外空間が主役である。

我々はアトリウムや地下街の方が好き?

「憲章ヨーロッパの広場」

- 建設と再生のための 30 の提言 - 1

まえがき

大勢の市民が集まる広場。そのような広場を再生または建設することは、町の大小にかかわらず、自分が町の一員であるという市民の自覚を高めることにつながります。新しく建設するものであれ既存のものを再生修復するものであれ、広場はその周辺の街並みに望ましい影響をもたらし、ひいては都市全体の格を高めることにつながる、象徴的な存在です。

「憲章ヨーロッパの広場」は新しい広場を計画したり、既存の広場を再生修復したりする際に配慮すべき提言を列記したものです。この憲章は以下の方々に活用して頂けるものと期待しています。官公庁の担当者、建築家、都市計画家、文化活動に関わる方々、そしてヨーロッパ文化のアイデンティティの基本である広場の活性化に関わる、あらゆる人々です。

ここに挙げた 30 の提言は、近年最も成功した多くの広場事業を対象に調査研究した結果 得られたものです²。この調査研究は以下の 5 か国の調査機関、大学の参加を得て実施しま した。尚、調査研究は「カルチャー2000」ヨーロッパ委員会の助成を受けています。

フランス: the Maison des Sciences de l'Homme de Paris

ギリシャ: the University Aristoteles in Tessaloniki

イタリア: the University IUVA in venice,

the CIDAC. - Towns of Art and Culture Society - in Rome

ポーランド: the University Jagiellonian in Krakòw

スペイン: the Polytechnic University of Catalonia in barcelona

本調査研究は、「広場・ヨーロッパの文化遺産-5 か国による共同研究」 3 と題して 2 2007年、財団 the Maison des Sciences de l'Homme によって編集出版されました(ただし、本憲章はこの出版に含まれていません)。調査研究の成果は同年、ヨーロッパのいくつかの都市で「ヨーロッパにおける広場、ヨーロッパのための広場」と題する展示会を開催し、同時にカタログを出版しました。

署名:フランコ・マンクーゾ、ルチアーナ・ミオット、ジャン・ピエール・ミュレー Franco Mancuso Luciana Miotto Jean - Piere Muret

¹ 原題 The Charter of European Squares 30 recommendations for the creation or renovation of squares

² 文中 5 か国の中の 60 都市の広場を調査研究の対象としている。詳しくは研究報告書「広場・ヨーロッパの文化遺産 - 5 か国による共同研究」(2007年)を参照。

³ 原題 The Square, A European Heritage—A Topical Survey of Five Countries

広場の建設、再生に関する30の提言

1. 位置づけ

可能な限り広範囲に読み取った都市の文脈の中に位置づけること。すなわち都市の全体像の中に位置づけること。

2. 場所性

広場の個性を確保すること。広場が持つべき本来的な役割、性格 (genius loci)を見出し、それを強化すること。

3. 変換

歴史的中心市街地において、住宅の街をオフィスやセカンドハウスの街に替えるような広場の再生事業は絶対にしてはならない。街角の商店や職人の仕事場が消えて無くなるようなことがあってはならない。高級なショップやカフェ、レストランが来ることによって、広場やその周辺に住む人々が住み慣れた生活を諦め、他の地へ移ってしまうようなことがあってはならない。

4. コンサルティングと参加

町なかであれ、大都市の都心であれ、小さな集落であれ、人びとの(住民の)の視点をないがしろにした都市開発、特に広場に関する都市開発事業は、決して成功しない。提案する広場を成功裏に導くためには住民の同意を得ることが必須である。すべての都市開発において、その住民は必ず計画に参加していなければならない。

5. 使われ方

様々な使われ方を考慮に入れておくこと。その市民あるいは訪問者、年配者あるいは若者によって、また様々な時間帯(1 日の中の時間、曜日、季節など)において、広場とそこの施設がどのように使われるかを考察し、計算に入れておかなければならない。

6. 歩行者空間

広場に自動車を全く入れない、入れるとしても一部分に制限すること。それによって市民が 都市生活をゆっくりと楽しむことが出来るようになる。出会いの機会、新しいイベント開催の 機会が増える。

7. 公共交通と駐車場

皆が使える交通手段(トラム、地下鉄、バス)が広場に向かって集まっていなければならない。 駐車場も備わっていなければならない。市民であれ訪問者であれ、彼らが広場を有効に使 うにはそのことが必須である。駐車場の出入り口、地下鉄の出入り口、トラムやバスの停車 場は正しく計画に含まれていなければならない。広場の運営活用を成功させるためには、都 市の交通計画が絶対に欠かせない。

ネットワーク

都市と広場の様々なつながり方を正しく構成すること。歩行者の通路、アーケード通り、そして周辺道路網とのネットワークを正しく構成すること。

8. ユニバーサルデザイン

幼児、お年寄り、障害者が容易に通行出来なければならない。通路の段差や障害物に配慮 せよ。階段があるときには手押し車や乳母車が通れるスロープを付けること。

10. メンテナンス

特に道路に関して、事業の始めから設備の維持管理に至るまで、メンテナンスに対する配慮を欠いてはならない。

11. 多様なニーズ

新しいニーズを触発し、多様なニーズに応えること。広場における商業活動や芸術活動(カフェ、レストラン、ショップ、仕事場ショップ、市場など)、文化イベントの開催(展覧会、演劇会、映画会など)、体育会や宗教行事、それらを活発にすることで広場の生活を活性化すること。集会やデモの場所に開放すること。

12. 使われ方の区分

舗装、ボラード、柵の配置、デザインによって広場の使われ方を区分することが出来る。しかしその際も、広場の中心部は何にでも使えるように空けておくこと。

13. 景観デザイン

広場自身の景観と広場から街に向かっての景観 (広場に入って来る通りなど)をしっかりと表現すること。広場の空間構成、建築物、ランドマーク、街並みの眺め、自然風景の眺めをしっかりと把握しておくことはもちろん大切である。

14. ストック

そこに歴史的資産があるときには、それを大切に活用すること。それを事業に取り込むことで、広場の個性を強く表現することが出来る。

15. 歴史的認識の公開

事業において歴史の積み重ねを十分に配慮し、少なくともそれを市民に明らかにしておくこと。そのことは歴史に対する前向きのアプローチになる。都市の広場は殆どの場合、積み重ねられた歴史を持った存在であり、そのことを市民に伏せておくことは出来ない。歴史認識を共有することは、次の提言 16、現代建築にリンクする。

16. 現代建築

都市と同じように広場もまた常に変化に晒されている。新しいニーズや要望に応えて建てられる建築物は過去においても、そして今もなお、広場に顕著な変化をもたらす。明確に一体的に構成された建築群からなる歴史的な広場は別にして、変化をもたらす新しい都市開発は積極的に進められるべきである。ただし必ず既存の空間、建築の存在を尊重するという条

件付きで。

17. ストリートファニチャー

広場に備えるストリートファニチャー (ベンチ、ごみ箱など)は最小限にすること。広場の真ん中には固定のストリートファニチャーを設置しないこと。ただし特別の用途のために造られた広場は別である。それぞれの広場に相応しい独自のストリートファニチャーを選ぶこと。可能な限り大量生産の製品は避けること。

18. 舗装材

舗装材の選定にあたっては耐久性とメンテナンスの容易さを考慮すること。滑りやすい材料を避けること(雨の時に危険である)。生態系への影響を最小限に抑えるために、出来る限り地元の材料を使用すること。

19. 環境照明

広場を際立たせ、用途に相応しい照明を設置すること。不似合いな大きさでかつ明るすぎる 装飾的な枝付き照明灯は設置しないこと。快適な広場になるような照度と明度を選ぶこと。 歴史的な広場では建築のファサードの照明が効果的である。様々な明るさの照明を計画す ることは不可欠である(夜のある時間帯は弱く、見せ場では強く)。

20. 電気配線

あらゆる種類のイベントに対応できる地中配線のルートを用意しておくこと(お祭り、市場や屋台、ダンスパーティ、コンサート、映画会など)。様々な用途に対応できる電源を備えておくこと(イベントの舞台、音響装置、映写装置、大画面など)。

21. xk

水による演出を取り入れたり、既存の水をより効果的に使ったりすることで広場の個性を強く表現することが出来る。しかしそれによって広場の中心部を塞いだり、使われ方を制限したりすることがあってはならない。

22. 植栽

過剰な植栽や不適切な配置の植栽にならないよう注意すること。配慮の足りない植栽は広場の景観を阻害し街並みの展望を妨げる。さらには広場を使うときの邪魔になる。

23. パブリックアート

広場に設置するパブリックアートの作品はすべて、十分に注意深く選ぶこと。作家はその空間の持つ個性を尊重しなければならない。期間限定の催しは別にして、作家は広場を彼らの作品の実験の場としたり、作品の展示場として使ってはならない。事実、広場は様々な変動に対応しなければならないのだから、彼らの作品が永久にその場所を完全に占拠するものではない。

24. フレキシビリティ

広場はいつでも新しい使われ方に対応出来なければならない。それ故に広場では、広場を

特徴づける固定した置物は少なくし、その他はフレキシブルに置き換えられる置物であることが望ましい。

25. エコロジー

広場の建設、再生に際してはエコロジーの技術や手法を取り入れること。例えば、雨水を集めて散水や清掃用に使うべきであり、再生可能エネルギーが照明やその他のエネルギー消費に使われるべきである。広場自身の気候風土を考慮に入れることも有効なアプローチである。

26. 敷地

新しい広場を建設する場合、その敷地はその地域の街の広場として十分に役割が果たせるよう選定されなければならない。広場はアクセスが容易でかつその位置が分りやすくなければならない。

27. 方位

敷地の地理的条件(緯度、風向き、季節など)に加えて、方位、特に陽当たりについてよく 配慮しておくこと。広場の機能との関係を別にして通常、陽に当たる場所は北に、日陰は南 に設けるよう配置する。

28. 屋外空間

歴史的な広場の例にならえば、新しい広場もまた高密度な市街地の中に開かれた、屋外空間としてデザインすべきである。特に寒かったり、暖かい気候の街では屋根で覆われたり、部分的に屋根が架けられることもあり得る。

29. 道路

広場を対角線上に分断する通り抜け道路は設けないこと。一方、広場の端を通り抜ける道路は在ってもよい。

30. 建築

広場を囲む建築はその空間に馴染むようにデザインされなければならない。まず空間を形づくる線を引きなさい。その後にその空間の個性と特長を強めるような建築をイメージしなさい。

翻訳:井口勝文

* 翻訳は関西学院大学、加藤晃規教授によって招聘されたパドバ大学教授 Franco Mancuso による 2014 年秋の同大学の特別講義を聴講する機会を頂き、その後 Franco Mancuso 教授の直接の助言を経たものである。